

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年10月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(当)違反点数
令和5年10月19日	アサヒ通運株式会社(法人番号8300001006537)代表者筒井義文	本社営業所	輸送施設の使用停止(20日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年6月27日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	2	2
	佐賀県鳥栖市江島町1677番地1	佐賀県鳥栖市江島町1677番地1					
令和5年10月20日	さくら輸送株式会社(法人番号8330001011344)代表者城大輔	本社営業所	輸送施設の使用停止(60日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第24条の3、法第60条第1項	令和4年11月17日、監査実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画(休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)輸送の安全に関わる情報の公表違反(安全規則第2条の8)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	6	6
	熊本県山鹿市鹿央町合里5988番地	熊本県山鹿市鹿央町合里5988番地					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年10月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和5年10月20日	有限会社あおぞら物流(法人番号9290002052234)代表者藤淳	佐賀営業所	輸送施設の使用停止(95日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第18条第3項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条、車両法第52条	令和4年6月21日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条)、(3)整備管理者の選任(変更)未届出違反(安全規則第3条の2、車両法第52条)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の選任(解任)未届出違反(安全規則第19条)	10	10
	福岡県久留米市田主丸町殖木254-10	佐賀県三養基郡みやき町大字江口2492-28					
令和5年10月27日	株式会社エーブル(法人番号4330001016446)代表者増永幸雄	本社営業所	輸送施設の使用停止(20日車) 文書警告 文書勧告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第4項、法第60条第1項	令和5年6月13日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)(2)事業計画(自動車車庫・配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)事業者たる法人の役員、社員の変更届出義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号)	2	2
	熊本県八代市新港町三丁目9番地8	熊本県八代市新港町三丁目9番地15					